

# 学校いじめ防止基本方針(令和7年度改訂版)

阿波市立柿原小学校

本校教育目標「自ら考え、行動し、続ける、心豊かでたくましくしなやかな子どもの育成」のもと、いじめ防止基本方針を次のとおり定める。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されないこと」「いじめを行ってはならないこと」を理解させるとともに、児童の豊かな心をはぐくみ「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む。
- (2) 全教職員が、「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識にたち、いじめの未然防止に努める。
- (3) 日頃から児童理解に努めたり、広く情報収集を行ったりするなど、いじめの早期発見に取り組む。
- (4) いじめが認知された場合は、速やかに組織的に対応し、いじめ問題の早期解決に全教職員で取り組む。
- (5) 日頃から、家庭・地域（特にコミュニティースクールの積極的活用など）・関係諸機関との連携を深め、いじめ問題に一体となって対応する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織といじめ防止子ども委員会）

- (1) 組織の構成  
管理職、教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等により構成する。状況に応じて関係の深い教職員を追加する。  
また、事案によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
  - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
  - ③ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。
- (3) 児童会活動における、計画・人権委員会が「いじめ防止子ども委員会」の機能をもち、児童が主体となって、いじめ防止のために主体的な取組を行う。

## 3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、児童間の好ましい人間関係づくりに努める。
- (2) 児童の個人情報に十分配慮するとともに、児童との信頼関係づくりに努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童や保護者が相談しやすい体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、スクールカウンセラーや関係機関等の教育相談を受けることができるよう、広報・周知に努める。

## 4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 道徳教育及び人権教育の充実  
教育活動全体を通じ、思いやりの心や生命尊重の精神、人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。
- (2) 学級集団づくり  
児童の居場所づくり・絆づくりに努め、児童が自己有用感を高め学級の一員としての自覚をもてる学級集団づくりを行う。
- (3) わかる授業づくり  
一人一人を大切にしたわかる授業づくりを進めるとともに、言語活動や補充学習の充実を図り、確かな学力を育成する。
- (4) 特別活動や体験活動の充実  
集会活動や異学年での活動等を行ったり、発達段階に応じた体験活動を充実させたりすることで、コミュニケーション能力や生命に対する畏敬の念、感動する心等をはぐくむ。
- (5) 児童会の活動  
計画・人権委員会（いじめ防止子ども委員会）では、児童が主体となり、なかよし（人

権)集会において柿原9箇条の提案をし、その内容に基づいた活動を進めることで、自分も友達も大切にする心を育てる。

また、3年生以上の代表委員会では、週目標の設定と振り返りを行い、その結果を朝会で発表し、全校で設定した目標が達成できるように呼びかける。

(6) インターネットを通じて行われるいじめ対策

スマートフォンやタブレットなどのインターネットを通じて送信される情報の特性や危険性に関する学習や情報モラル教育(「スマホ・ネット安全教室」)の充実を図り、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。

また、ネットパトロール等との連携によるいじめへの対処を行う。

(7) 家庭・地域等との連携

個人懇談や学級懇談、家庭訪問等を通じて、児童の様子について保護者と情報を共有するとともに、必要に応じて放課後児童クラブ・主任児童委員・警察・児童相談所等との連携・協力を図る。

(8) 生徒指導の視点の転換

より根本的ないじめ問題の克服のために、困難課題対応的生徒指導からすべての児童を対象とする発達支援的生徒指導および課題予防的生徒指導への転換を行う。

## 5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 全児童を対象としたいじめ発見のための1人1台端末を活用した「アンケート調査」を年3回実施する。また、日常の観察や日記の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。
- (2) 児童の言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (3) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしてたりした場合は、保護者と連絡を取り合い、その理由を確認する。
- (4) いじめに関する資料を配布するなど、保護者にいじめ問題に関心をもってもらい、情報提供を促す。
- (5) いじめについて訴えや情報があった時は、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。また、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (6) 子どものSOS相談窓口を集約して周知する。
- (7) 警察との情報共有体制を構築し、連携の下、いじめ問題行動への対応を図れる体制をつくる。いじめを受けた児童や保護者の意向を踏まえながら、必要に応じて警察の相談・通報を行い適切に援助を求める。

## 6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、正確かつ迅速に事実関係の把握を行い、「学校いじめ対策組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。

次に、職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図り、具体的な支援や指導について役割分担を明確化し、組織的に対応する。さらに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

いじめられた児童が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じるとともに、複数教員で家庭訪問を行い、本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。

また、本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。また、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。

さらに、いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努めるとともに、保護者に対しては複数教員で家庭訪問を行うなど説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

いじめは学級及び学校全体の問題として対応し、いじめ問題の解決に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示すとともに、新たないじめを防止するための指

導の徹底を図る。また、傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。

(5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。

また、事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、たまらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。また、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

なお、ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

※いじめ事例のうち犯罪行為として取り扱われるものの保護者への周知をしておく  
別紙参照

7 校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、学校いじめ防止対策基本方針及び生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告し、連携して対処する。

9 取組の評価

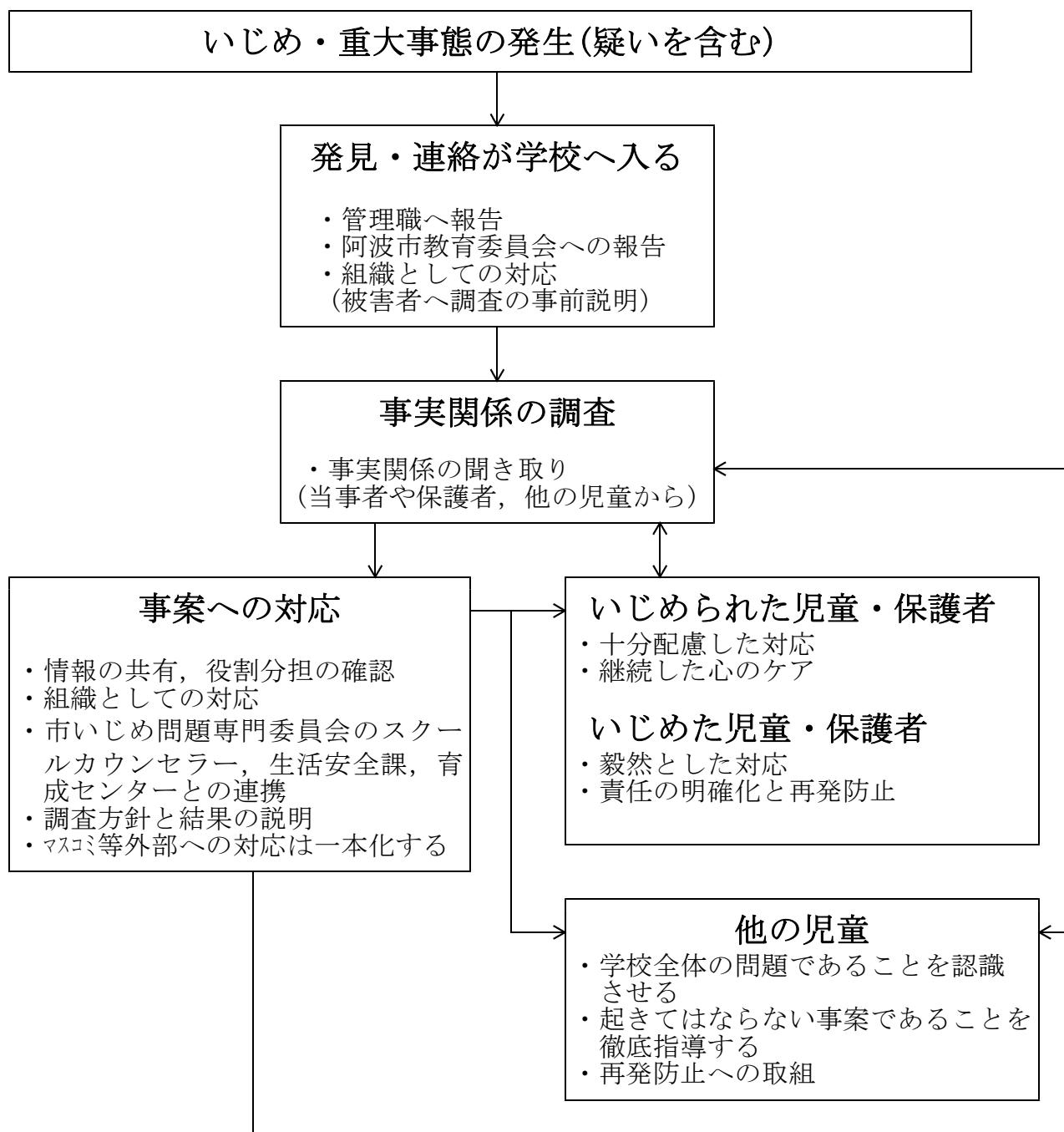
いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、課題を明らかにして、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

| 月   | 事 項  |
|-----|--|
| 4月  | ○いじめ防止基本方針の共通理解(全職員) ○学年始め児童理解(全職員)<br>○学年始め生活指導(生徒指導主任) ○授業参観・学級懇談(各担任)<br>○家庭訪問(各担任) ○学校便り(校長)・学級通信開始(各担任) |
| 5月  | ○生活チェック表開始(生指) ○読み聞かせ開始(教頭)<br>○ユーカリ班結団式(特活主任) ○ショート集会開始(特活主任)<br>○運動会(体育主任)                                 |
| 6月  | ○生活アンケート実施・分析(生指・全職員) ○ユーカリ班活動(特活主任)<br>○授業参観(健康教育・性教育・携帯安全教室)(各担任・養護)                                       |
| 7月  | ○ユーカリ班活動(特活主任) ○夏季休業日前生活指導(生指・各担任)<br>○個人懇談(各担任)   |
| 8月  | ○夏季休業日中生活指導(生指・各担任)  |
| 9月  | ○学期始め児童理解(全職員) ○ユーカリ班活動(特活主任)<br>○日曜参観・親子綱引き・バザー(教頭・各担任)   |
| 10月 | ○ユーカリ班活動(特活主任)<br>○生活アンケート実施・分析(生指・全職員)  |
| 11月 | ○オープンスクール(教頭・各担任) ○ユーカリ班活動(特活主任)   |

|     |   |
|-----|---|
| 12月 | ○人権教育参観(教頭・人権教育主事・各担任) ○ユーカリ班活動(特活主任)<br>○学校評価アンケート実施(教頭) ○冬季休業日前生活指導(生指・各担任) |
| 1月  | ○学期始め児童理解(全職員) ○ユーカリ班活動(特活主任)<br>○学校評価アンケート分析(全職員)                            |
| 2月  | ○ユーカリ班活動(特活主任) ○学校関係者評価(管理職)<br>○生活アンケート実施・分析(生指・全職員)                         |
| 3月  | ○ユーカリ班活動(特活主任) ○取組等の検証・改善(全職員)  |

## いじめ・重大事態への対応マニュアル 柿原小学校 (学校が主体となる場合)



## 阿波市教育委員会への報告と連携した対応

- ・調査結果に基づいて必要な措置を講ずる
- ・必要に応じた校長の措置
- ・市いじめ問題専門委員会や市教育委員会と連携した対応
- ・外部関係者(警察)との連携した対応
- ・必要に応じて県教育委員会との連携した対応
- ・再発防止に向けた実践

# 柿原小学校 重大事態への対応マニュアル

## I 重大事態の発生(疑いを含む)

重大事態発生の場合、阿波市教育委員会の指導・助言を受け、校長が必要と判断した場合に組織として対応する。

重大事態とは・・・

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## II 阿波市教育委員会に報告する(学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

## III 重大事態の調査組織(重大事態調査委員会)を設置する(学校が調査の主体となった場合)

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒、保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・専門家を加えた校内組織又は第三者組織のいずれが主体となるかを決定  
※① ※②

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒・保護者に次の①～⑥の説明をする

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体
- ③調査時期・期間
- ④調査項目
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明をする

## V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする(因果関係の特定でなく、客観的な事実関係を調査)
- ・学校が実施した調査の再分析や新たな調査を実施する

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施
- ③聞き取り調査の実施(時系列にまとめて分析)
- ④情報の整理

※③

## VI 調査結果を所管教育委員会へ報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況に応じて継続したケアを行う
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活復帰に向けた支援活動を行う
- ・再発防止を検討する ※③
- ・報告書の取りまとめをする ※③

※① 柿原小学校「学校いじめ防止基本方針」2-(1)に記載

※② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者、育成センター所長

※③ 文科省「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」を参照

警察に相談または通報すべきいじめの事例

| 学校で起こり得る事案の例   | 該当し得る犯罪  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li> <li>・無理矢理ズボンを脱がす</li> </ul>   | 暴行<br>(刑法第208条)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li> </ul>   | 傷害<br>(刑法第204条)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・断れば危害を加えると脅し、性器や旨・おしりを触る。</li> </ul>   | 不同意わいせつ<br>(刑法第176条)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li> <li>・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li> </ul>  | 恐喝<br>(刑法249条)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</li> <li>・財布から現金を盗む。</li> </ul>   | 窃盜<br>(刑法第235条)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車を壊す</li> <li>・制服をカッターで切り裂く。</li> </ul>  | 器物破損等<br>(刑法第261条)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</li> </ul>  | 強要<br>(刑法第223条)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</li> </ul>   | 脅迫<br>(刑法第222条)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</li> </ul>  | 名誉毀損、侮辱<br>(刑法第230条<br>231条)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</li> </ul>   | 自殺関与<br>(刑法第202条)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るように指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</li> <li>・同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。</li> <li>・同級生の裸の写真・動画をSNSのグループに送信して多数のものに提供する。</li> <li>・友達から送ってきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</li> <li>・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</li> </ul> | 児童ポルノ提供等<br>(児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)<br><br>私事性的画像記録提供<br>(リベンジポルノ)<br>(私事性的画像提供等による被害の防止に関する法律第3条) |